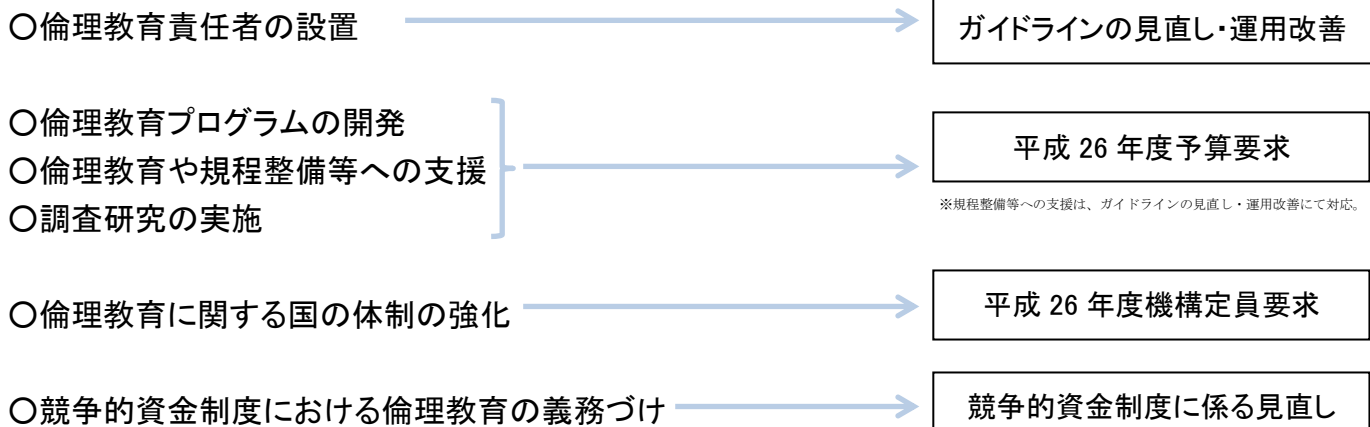


## 研究者に対する倫理教育の在り方等に関する検討について(案)

### 検討の方向性

- 文部科学省では、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース中間取りまとめ」において示された、倫理教育に関する取組の方向性については、それぞれ、ガイドラインの見直しや運用改善、予算要求や機構定員要求等により、実現を目指す予定。(※)
  - 実現に向けた検討に当たり、協力者会議からは、
    - ・国において開発・作成すべき標準的な倫理教育プログラムや教材の在り方
    - ・各機関における倫理教育の在り方(研究者を目指す人材(学部生～大学院博士課程の学生)や研究支援者、留学生など、多様な人材に対する倫理教育の内容・方法・実施体制等、若手研究者や学生を指導する指導者への啓発の在り方など)
  - ・諸外国や国内における不正対応や倫理教育に関する調査研究の内容・方法等
- を中心に、幅広い視点から助言を得るものとする。

(※) タスクフォース中間取りまとめにおいて示された倫理教育に関する取組への対応の方向性



### (参考)タスクフォース中間取りまとめ及び現行ガイドラインにおける記述

#### ■「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース中間取りまとめ」(平成 25 年 9 月 26 日公表)(抜粋)

#### 3. 基本方針

#### 【不正を事前に防止する取組】

#### ○倫理教育の強化

#### 【具体的方策】

#### (倫理教育プログラムの開発)

倫理教育については、前述のように各機関や研究者の個別の取組に負うところが大きく、欧米に比べ、必ずしも十分に普及していないことから、標準的な倫理教育プログラムの開発が必要である。

このため、国は、国際的に普及しつつある米国の倫理教育プログラムをもとに、国際的に通用し、かつ、我が国の実情にも合ったプログラム開発を行っている「CITI Japan プロジェクト」に対する支援を継続し、また、日本学術会議の取組とも連携しながら、標準的なプログラムや教材の作成を進める。

## (競争的資金制度における倫理教育の義務づけ)

倫理教育の普及のため、国又は資金配分機関による競争的資金制度への申請や交付に当たっては、上記で開発されるプログラム等による倫理教育の受講を義務づけるなど、積極的な導入促進措置を行う。

## (倫理教育に関する国の体制の強化)

これらの取組を推進すべく、国にも必要な人員を配置し、適切な倫理観を持った研究者を育ていくために必要な施策を講じていくことが必要である。こうした取組の結果として、研究コミュニティの「自浄作用」が高められ、国民からの不信を払拭していくことが望まれる。

### 【組織の管理責任の明確化】

#### ○組織としての責任体制の確立

##### 【具体的方策】

#### (倫理教育責任者の設置)

「不正行為」及び「不正使用」に関しては、研究者が所属する組織内に倫理教育の責任者を置くことを求めるなど、組織として倫理教育等に取り組むようにする。

### 【国による監視と支援】

#### ○国による組織の不正防止対策への支援

##### 【具体的方策】

#### (倫理教育や規程整備等への支援)

倫理教育に関してはコンテンツの開発や普及について支援をすること、ガイドラインの見直しや運用強化に関しては組織に対して責任者の設置や規程・体制の整備を促し、組織として「研究不正」を抑止する環境の整備を求めていくことがそれぞれ必要である。組織独自の取組に期待される部分があるので、国や資金配分機関として必要な支援を行う。加えて、不正事案の発生後、迅速に調査が行えるよう、国や資金配分機関が必要な支援を行うことも考えていくべきである。

#### (調査研究の実施)

これまで、「研究不正」への対応や倫理教育に関する調査研究が必ずしも十分に行われて来なかったと言える。このため、各機関の取組を求めるためにも、不正事案の収集、分析や、不正対応、研究倫理に関する外国の事例や国内のグッド・プラクティスの調査分析など、「研究不正」に関する調査研究を行う。これにより、対応策に生かすとともに、これを情報提供することで、教材作成や研究者、研究機関等の意識や取組の向上にも資するものとする。

## ■「研究活動における不正行為への対応のガイドラインについて」(平成 18 年 8 月 18 日科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)(抜粋)

### 第1部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

#### II 不正行為に対する基本的考え方

#### 5 研究者、研究者コミュニティ等の自律・自己規律

不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止とあわせ、まずは研究者自らの規律、並びに研究者コミュニティ、大学・研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

その際、若い研究者を育てる指導者自身が、この自律・自己規律ということを理解し、若手研究者や学生にきちんと教育していくことが重要であり、このこと自体が指導者自身の自己規律でもある。このように指導者及び若い研究者、学生が自律・自己規律を理解することは、研究活動を通じた人材育成・教育を行う上での大前提になることをすべての研究者は心に銘記すべきである。

#### IV 不正行為に対する取り組み

##### 1 日本学術会議、大学・研究機関、学協会不正行為への取り組み

##### ②防止のための取り組み

##### ア)研究活動に関して守るべき作法の徹底

大学・研究機関、学協会においては、実験・観察ノート等の記録媒体の作成（方法等を含む）・保管や実験試料・試薬の保存等、研究活動に関して守るべき作法について、研究者や学生への徹底を図ることやそれらの保存期間を定めることが求められる。これは不正行為の防止のためであるとともに、研究者の自己破壊を防止するためでもあり、自らの研究に不正行為がないことを説明し、不正の疑惑から自らを守るためでもある。

##### イ)研究者倫理の向上

不正行為が指摘されたときの対応のルールづくりと同時に、不正行為が起これないようにするため、大学・研究機関や学協会においては、研究倫理に関する教育や啓発等、研究者倫理の向上のための取り組みが求められる。例えば、大学院において、研究活動の本質や研究倫理についての教育プログラムを導入することが考えられる。

このような自律性を高める取り組みについては、特に学生や若手研究者を指導する立場の研究者が自ら積極的に取り組むべきことは当然であるが、まさにそのためにも、このような指導的立場の研究者に対して、研究倫理等の教育を徹底し、内面化することが不可欠であり、大学・研究機関が組織として取り組むことが求められる。